

市区町村別集計項目(推進体制等)

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	所属	所属	市内連絡会議の有無	諮問機関の有無		男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)						
									有	無	有		有		女性活躍推進法との関係	計画策定の仕方	現在の状況
											条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	計画名称			
									24	34	26	44					
	8 201	水戸市	男女平等参画課	1	1	1	1	1	1	1	水戸市男女平等参画推進基本計画(第3次)	2020年4月 ~ 2024年3月	1	1			
	8 202	日立市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	1	1	1	日立市男女共同参画社会基本条例	2001年12月28日	2001年12月28日	第4次ひたち男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
	8 203	土浦市	男女共同参画室	1	1	1	1	1	1	1	土浦市男女共同参画推進条例	2012年3月22日	2012年4月1日	第4次土浦市男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1
	8 204	古河市	人権推進課	1	2	1	1	1	1	1	古河市男女共同参画推進条例	2008年12月19日	2009年4月1日	第2次古河市男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1
	8 205	石岡市	政策企画課	1	2	1	1	1	1	1	石岡市男女共同参画条例	2006年3月24日	2006年4月1日	第2次石岡市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1
	8 207	結城市	まちづくり協働課	1	2	1	1	1	1	1	結城市男女共同参画推進条例	2011年3月30日	2011年4月1日	第3次結城市男女協働参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1
	8 208	龍ヶ崎市	子ども家庭課	1	2	0	1	1	1	1	龍ヶ崎市男女共同参画推進条例	2002年3月27日	2002年4月1日	第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1
	8 210	下妻市	市民協働課	1	2	1	1	1	1	1	下妻市男女共同参画推進条例	2012年4月1日	2012年4月1日	第4次下妻市男女共同参画推進プラン	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1
	8 211	常総市	人権推進課	1	2	1	1	1	1	1	常総市男女共同参画推進条例	2007年3月22日	2007年4月1日	第2次常総市男女共同参画計画	2014年4月 ~ 2024年3月	1	1
	8 212	常陸太田市	少子化・人口減少対策課	1	2	1	1	1	1	1	常陸太田市男女共同参画推進条例	2010年3月19日	2010年4月1日	ひたちおたの絆プラン(第3次常陸太田市男女共同参画推進計画)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
	8 214	高萩市	環境市民協働課	1	2	0	0	0	0	0	第3次高萩市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1			
	8 215	北茨城市	まちづくり協働課	1	2	0	0	0	0	0	第3次またいばらき男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1			
	8 216	笠間市	秘書課	1	2	0	1	1	1	1	ホリカサプラン~第3次笠間市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1			
	8 217	取手市	市民協働課	1	2	1	1	1	1	1	取手市男女共同参画推進条例	2005年1月4日	2005年1月4日	第4次取手市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
	8 219	牛久市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	1	1	1	牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画(第3次)	2003年4月1日	2003年4月1日	牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画(第3次)	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1
	8 220	つくば市	男女共同参画室	1	1	1	1	1	1	1	つくば市男女共同参画社会基本条例	2004年3月26日	2004年3月26日	つくば市男女共同参画推進基本計画(2018~2022)	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1
	8 221	ひたちなか市	女性生活課	1	1	1	1	1	1	1	ひたちなか市男女共同参画推進条例	2003年4月1日	2003年4月1日	ひたちなか市第4次男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1
	8 222	鹿嶋市	女性支援室	1	2	0	1	1	1	1	第3次鹿嶋市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1			
	8 223	潮来市	企画調整課	1	2	0	1	1	1	1	潮来市第2期男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1			
	8 224	守谷市	人権推進課	1	2	1	1	1	1	1	守谷市男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年4月1日	第3次守谷市男女共同参画推進計画	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1
	8 225	常陸大宮市	市長課	1	2	1	1	1	1	1	第3次常陸大宮市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1			
	8 226	那珂市	市民協働課	1	2	0	0	0	0	0	第2次那珂市男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1			
	8 227	筑西市	市民協働課	1	2	1	1	1	1	1	筑西市男女共同参画推進条例	2007年12月25日	2008年1月1日	第2次筑西市男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1
	8 228	坂東市	市民協働課	1	2	1	1	1	1	1	坂東市男女共同参画推進条例	2008年12月17日	2008年12月17日	第3次坂東市男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1
	8 229	福岛市	秘書政策課	1	2	0	1	1	1	1	福岛市男女共同参画推進条例	2007年3月29日	2007年4月1日	第4次福岛市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
	8 230	かずみがうら市	市民協働課	1	2	0	1	1	1	2	かずみがうら市第3次男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1			
	8 231	桜川市	生活環境課	1	2	1	0	1	1	2	第2次桜川市男女共同参画推進プラン	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1			
	8 232	神栖市	市民協働課	1	2	0	1	1	1	2	第2次神栖市男女共同参画計画「かみずハートフルプラン」	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1			
	8 233	行方市	事業推進課	1	2	0	1	1	1	2	(第3次行方市男女共同参画基本計画)	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	0			
	8 234	鉾田市	まちづくり推進課	1	2	0	0	1	1	2	第3次鉾田市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1			
	8 235	つくばみらい市	地域推進課	1	2	1	1	1	1	1	第2次つくばみらい市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2029年3月	1	1			
	8 236	小美玉市	市民協働課	1	2	1	1	1	1	1	(第2次小美玉市男女共同参画推進計画)	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	0			
	8 303	茨城町	地域政策課	1	2	0	1	1	1	0	第2次茨城町男女共同参画推進計画	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1			
	8 300	大洗町	生涯学習課	2	2	0	0	1	1	0	第2次大洗町男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1			
	8 210	坂東町	秘書課	1	2	0	1	1	1	0	(第2次坂東町総合計画)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	0			
	8 341	東海村	村民活動支援課	1	2	1	1	1	1	0	(第2次東海村男女共同参画行動計画)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	0			
	8 364	大子町	まちづくり課	1	2	0	0	1	1	0	第2次大子町男女共同参画計画	2016年4月 ~ 2026年3月	1	0			
	8 442	美浦村	企画財政課	1	2	1	1	1	1	2	第2次美浦村男女共同参画計画(後期推進計画)	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1			
	8 443	阿見町	男女共同参画室	1	1	0	1	1	1	0	阿見町第4次男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1			
	8 447	河内町	秘書広聴課	1	2	0	0	1	1	0	河内町男女共同参画基本計画	2022年1月 ~ 2031年12月	0	1			
	8 521	八千代町	まちづくり推進課	1	2	0	0	1	1	2	第2次八千代町男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1			
	8 542	五霞町	人権推進室	1	2	0	0	1	1	0	第2次五霞町男女共同参画推進プラン(前期)	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1			
	8 546	境町	人権・協働ハニー一室	1	2	1	1	1	1	2	さかい男女共同参画プラン(第4次)	2021年4月 ~ 2026年3月	0	1			
	8 564	利根町	政策企画課	1	2	1	1	1	1	2	第2次利根町男女共同参画推進プラン	2020年4月 ~ 2025年3月	0	1			

<選択肢回答>

- 所属  
1 首长部局  
2 教育委員会
- 市内連絡会議  
1 有  
0 無
- 事務所  
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課  
2 1ではない
- 諮問機関  
1 有  
0 無

- 男女共同参画に関する条例  
現在の状況  
1 2023年3月末までの制定を目的に検討中  
2 2022年度以降の制定を目的に検討中  
3 その他  
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画  
女性活躍推進法の推進計画との関係  
1 一体  
0 一体でない
- 計画の策定方法  
1 単独計画として策定  
0 総合計画の一部として策定

- 現在の状況  
1 策定予定有  
0 策定予定無

都道府県	市区町村	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体										
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営					
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他			
			4																	
8	201	水戸市	水戸市男女平等参画センター	びよんど	310-0063	茨城県水戸市五軒町1-2-12	029-226-3161	029-226-3162	<a href="https://www.city.mito.lg.jp/soshiki/05000/01006/index.html">https://www.city.mito.lg.jp/soshiki/05000/01006/index.html</a>	○	○				○					
8	202	日立市	日立市女性センター	らぼーるひたち	316-0036	茨城県日立市鮎川町1-1-10	0294-36-0554	0294-38-2460	<a href="http://rapporthitachi.jp/">http://rapporthitachi.jp/</a>	○		○				○				
8	203	土浦市	土浦市男女共同参画センター		300-8686	茨城県土浦市大和町9-1 ウララビル2F	029-827-1107	029-827-1234	<a href="https://www.city.tsuchiura.lg.jp/index.html">https://www.city.tsuchiura.lg.jp/index.html</a>	○	○				○					
8	204	古河市																		
8	205	石岡市																		
8	207	結城市																		
8	208	龍ヶ崎市																		
8	210	下妻市																		
8	211	常総市																		
8	212	常陸太田市																		
8	214	高萩市																		
8	215	北茨城市																		
8	216	笠間市																		
8	217	取手市																		
8	219	牛久市																		
8	220	つくば市																		
8	221	ひたちなか市																		
8	222	鹿嶋市																		
8	223	潮来市																		
8	224	守谷市																		
8	225	常陸大宮市																		
8	226	那珂市																		
8	227	筑西市																		
8	228	坂東市																		
8	229	稲敷市																		
8	230	かすみがうら市																		
8	231	桜川市																		
8	232	神栖市																		
8	233	行方市																		
8	234	鉾田市																		
8	235	つくばみらい市																		
8	236	小美玉市																		
8	302	茨城町																		
8	309	大洗町																		
8	310	城里町																		
8	341	東海村																		
8	364	大子町																		
8	442	美浦村																		
8	443	阿見町	阿見町男女共同参画センター	AMIふらっとセンター	300-0333	茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1886-1	029-896-3181	029-896-3181	<a href="https://www.town.ami.lg.jp/">https://www.town.ami.lg.jp/</a>	○	○				○					
8	447	河内町																		
8	521	八千代町																		
8	542	五霞町																		
8	546	境町																		
8	564	利根町																		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									その他
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	
4						4	4	4	4	1	4	2	0	1			
8	201	水戸市	水戸市男女平等参画センター	2001年8月11日	5	0	6,715	○	○	○	○	○	○				
8	202	日立市	日立市女性センター	1993年8月2日	9	1	10,383	○	○	○	○	○					
8	203	土浦市	土浦市男女共同参画センター	1997年10月1日	3	1	6,199	○	○	○	○	○					
8	204	古河市			0	0	0										
8	205	石岡市			0	0	0										
8	207	結城市			0	0	0										
8	208	龍ヶ崎市			0	0	0										
8	210	下妻市			0	0	0										
8	211	常総市			0	0	0										
8	212	常陸太田市			0	0	0										
8	214	高萩市			0	0	0										
8	215	北茨城市			0	0	0										
8	216	笠間市			0	0	0										
8	217	取手市			0	0	0										
8	219	牛久市			0	0	0										
8	220	つくば市			0	0	0										
8	221	ひたちなか市															
8	222	鹿嶋市			0	0	0										
8	223	潮来市			0	0	0										
8	224	守谷市			0	0	0										
8	225	常陸大宮市			0	0	0										
8	226	那珂市			0	0	0										
8	227	筑西市			0	0	0										
8	228	坂東市			0	0	0										
8	229	稲敷市			0	0	0										
8	230	かすみがうら市			0	0	0										
8	231	桜川市			0	0	0										
8	232	神栖市			0	0	0										
8	233	行方市			0	0	0										
8	234	鉾田市			0	0	0										
8	235	つくばみらい市			0	0	0										

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2022年4月1日現在で開設済の施設）															
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
8	236	小美玉市			0	0	0											
8	302	茨城町			0	0	0											
8	309	大洗町			0	0	0											
8	310	城里町			0	0	0											
8	341	東海村			0	0	0											
8	364	大子町			0	0	0											
8	442	美浦村			0	0	0											
8	443	阿見町	阿見町男女共同参画センター	2015年1月27日	0	3	1,053	○	○	○	○		○				○	
8	447	河内町			0	0	0											
8	521	八千代町			0	0	0											
8	542	五霞町			0	0	0											
8	546	境町			0	0	0											
8	564	利根町			0	0	0											

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

茨城県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市長			副市長			町長			副町長			自治会長		
						うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)	
			12			32	1	3.1	34	3	8.8	12	0	0.0	9	0	0.0	7,894	537	6.8
8	201	水戸市	1996年4月1日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							1277	166	13.0
8	202	日立市				1	0	0.0	2	0	0.0							23	1	4.3
8	203	土浦市	2012年11月18日	土浦市男女共同参画都市宣言	1	1	100.0	2	0	0.0								171	7	4.1
8	204	古河市	2009年2月7日	古河市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	1	50.0							223	13	5.8
8	205	石岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							298	13	4.4
8	207	結城市	2004年11月3日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							190	7	3.7
8	208	龍ヶ崎市				1	0	0.0	0	0								179	12	6.7
8	210	下妻市				1	0	0.0	1	0	0.0							312	20	6.4
8	211	常総市				1	0	0.0	1	0	0.0							217	11	5.1
8	212	常陸太田市				1	0	0.0	1	0	0.0							124	0	0.0
8	214	高萩市				1	0	0.0	1	0	0.0							385	50	13.0
8	215	北茨城市				1	0	0.0	1	0	0.0							63	4	6.3
8	216	笠間市				1	0	0.0	1	0	0.0							309	8	2.6
8	217	取手市				1	0	0.0	1	0	0.0							82	7	8.5
8	219	牛久市	2015年1月24日	牛久市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							64	5	7.8
8	220	つくば市	2003年11月16日	つくば市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	1	50.0							601	39	6.5
8	221	ひたちなか市				1	0	0.0	1	0	0.0							83	0	0.0
8	222	鹿嶋市				1	0	0.0	1	0	0.0							101	1	1.0
8	223	潮来市	1999年12月10日	潮来市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	1	100.0							66	1	1.5
8	224	守谷市	2009年3月17日	守谷市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							158	18	11.4
8	225	常陸大宮市				1	0	0.0	0	0								92	0	0.0
8	226	那珂市				1	0	0.0	1	0	0.0							68	1	1.5
8	227	筑西市	2011年9月7日	筑西市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							437	28	6.4
8	228	坂東市				1	0	0.0	1	0	0.0							155	2	1.3
8	229	稲敷市				1	0	0.0	1	0	0.0							97	1	1.0
8	230	かすみがうら市				1	0	0.0	1	0	0.0							186	5	2.7
8	231	桜川市				1	0	0.0	1	0	0.0							119	2	1.7
8	232	神栖市				1	0	0.0	1	0	0.0							85	0	0.0
8	233	行方市				1	0	0.0	1	0	0.0							92	0	0.0
8	234	鉾田市				1	0	0.0	0	0								156	5	3.2
8	235	つくばみらい市	2011年3月27日	つくばみらい市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							215	16	7.4
8	236	小美玉市				1	0	0.0	1	0	0.0							120	1	0.8

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣 言 年 月 日	宣 言 の 形 態	宣 言 名 称	市 区 長 数	うち 女性 市 区 長 数	女性 比 率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副 市 区 長 数	女性 比 率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町 村 長 数	女性 比 率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副 町 村 長 数	女性 比 率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自 治 会 長 数	女性 比 率 (%)
8	302	茨城町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	1	1.1
8	309	大洗町										1	0	0.0	1	0	0.0	191	25	13.1
8	310	城里町										1	0	0.0	1	0	0.0	421	58	13.8
8	341	東海村										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
8	364	大子町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
8	442	美浦村	1999年3月23日	2	男女共同参画都市宣言							1	0	0.0	0	0		44	3	6.8
8	443	阿見町	2013年11月10日	1	阿見町男女共同参画都市宣言							1	0	0.0	1	0	0.0	66	1	1.5
8	447	河内町										1	0	0.0	0	0		72	1	1.4
8	521	八千代町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	1	1.6
8	542	五霞町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
8	546	境町										1	0	0.0	1	0	0.0	54	1	1.9
8	564	利根町										1	0	0.0	0	0		36	2	5.6

- <選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値				目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況			地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況			(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード													
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他					
	小計			1,542	1,302	20,111	5,615	27.9					1,189	1,059	16,575	4,467	27.0	249	137	1,402	206	14.7	1,205	134	11.1	1,252	134	10.7							
8 201	水戸市	40.0	2024年3月	57	51	1,029	337	32.8	地方自治法202条の3に基づく附属機関、地方自治法180条の5に基づく委員会及び委員			51	47	987	330	33.4	6	4	42	7	16.7	41	4	9.8	42	4	9.5	2	2022年1月1日	2	2022年1月1日	2	2022年1月1日		
8 202	日立市	40.0	2027年3月	38	36	614	162	26.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等			38	36	614	162	26.4	5	2	28	3	10.7	45	2	4.4	46	2	4.3	1		1		1			
8 203	土浦市	30.0	2031年3月	68	64	964	308	32.0	1 法令または政令により設置されている審議会等、2 法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、3 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等、4 要綱等により設置されている懇談会、会議等			33	31	456	140	30.7	6	6	31	8	25.8	46	11	23.9	47	11	23.4	1		1		1			
8 204	古河市	35.0	2025年3月	32	30	447	126	28.2	1 法律又は政令により設置されている審議会等 2 法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)			26	26	407	119	29.2	6	4	40	7	17.5	44	2	4.5	45	2	4.4	1		1		1			
8 205	石岡市	35.0	2028年3月	41	40	565	152	26.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 法律もしくはこれに基づく政令または条例により設置されている審議会委員			41	40	565	152	26.9	5	3	31	5	16.1	31	4	12.9	32	4	12.5	1		1		1			
8 207	結城市	30.0	2026年3月	43	34	478	127	26.6				36	33	478	127	26.6	6	4	32	5	15.6	28	4	14.3	29	4	13.8	1		1		1			
8 208	龍ヶ崎市	30.0	2022年3月	52	47	641	182	28.4	条例、規則等により設置されている審議会等			45	43	618	173	28.0	6	5	26	7	26.9	39	7	17.9	40	7	17.5	1		1		1			
8 210	下妻市	30.0	2026年4月	25	24	387	99	25.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等			24	23	367	93	25.3	6	4	35	6	17.1	36	6	16.7	37	6	16.2	1		1		1			
8 211	常総市	37.0	2024年3月	38	33	581	131	22.5	地方自治法第202条の3に基づく審議会等			38	33	581	131	22.5	6	5	35	7	20.0	23	2	8.7	24	2	8.3	1		1		1			
8 212	常陸太田市	30.0	2023年3月	24	20	337	77	22.8	法律または政令により設置されている審議会、委員会等			18	17	302	72	23.8	5	3	32	5	15.6	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1		1			
8 214	高萩市	40.0	2026年3月	25	21	290	71	24.5	地方自治法(第202条の3)の規定により、法律もしくはこれに基づく政令または条例の定めるところにより設置されている審議会等			25	21	290	71	24.5	6	2	27	3	11.1	26	1	3.8	27	1	3.7	1		1		1			
8 215	北茨城市	30.0	2023年3月	54	46	761	187	24.6	法律・政令・条例・規則等により設置されている審議会や委員会等			26	24	426	106	24.9	6	4	30	5	16.7	28	2	7.1	29	2	6.9	1		1		1			
8 216	笠間市	35.0	2022年4月	57	52	701	230	32.8	法律または条例、要綱等により設置されている審議会等			26	24	313	117	37.4	5	3	33	4	12.1	31	5	16.1	32	5	15.6	1		1		1			
8 217	取手市	35.0	2027年3月	51	48	803	264	32.9	法律または政令及び要綱により設置されている審議会、委員会等			32	29	396	113	28.5	5	3	28	4	14.3	42	6	14.3	43	6	14.0	1		1		1			
8 219	牛久市	30.0	2023年3月	27	24	363	92	25.3	広域でない委員会等			27	24	363	92	25.3	6	5	30	8	26.7	33	4	12.1	34	4	11.8	1		1		1			
8 220	つくば市	30.0(各審議会毎に30%)	2022年4月	33	31	458	126	27.5	法律又は条例により設置されている審議会等			33	31	458	126	27.5	5	4	40	6	15.0	35	1	2.9	36	1	2.8	1		1		1			
8 221	ひたちなか市	30.0	2023年3月	32	27	489	122	24.9	法律・政令・条例に基づき設置している審議会等			26	24	489	122	24.9	5	3	32	3	9.4	29	3	10.3	30	3	10.0	2	2021年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日		
8 222	鹿嶋市	45.0	2025年3月	23	23	284	105	37.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等			23	23	284	105	37.0	5	2	28	5	17.9	29	5	17.2	30	5	16.7	1		1		1			
8 223	潮来市	30.0	2026年3月	21	18	251	85	33.9	地方自治法202条の3に基づく審議会、地方自治法180条の5に基づく委員会			16	16	226	82	36.3	5	2	25	3	12.0						1		1		1				
8 224	守谷市	40.0	2028年3月	48	46	658	218	33.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会を基本に、地域に密着した委員会・協議会等を選抜。			32	30	390	115	29.5	5	3	23	4	17.4	30	4	13.3	31	4	12.9	1		1		1			
8 225	常陸大宮市	40.0	2023年3月	27	23	355	105	29.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会等			27	23	355	105	29.6	5	4	33	7	21.2	31	4	12.9	32	4	12.5	1		1		1			
8 226	那珂市	28.0	2023年3月	28	21	366	107	29.2	法律又は政令により設置されている審議会等			22	18	331	103	31.1	5	3	32	4	12.5	22	2	9.1	23	2	8.7	2	2018年4月1日	1		1			
8 227	筑西市	35.0	2025年4月	57	51	868	255	29.4	地方自治法第202条の3、第180条の5及び市の規則、要綱に基づくもの			29	27	446	139	31.2	5	3	58	9	15.5	28	6	21.4	29	6	20.7	1		1		1			
8 228	坂東市	40.0	2023年3月	36	31	545	132	24.2	法律、政令及び市の要綱、規則により設置されている審議会及び委員会等			28	24	409	107	26.2	5	2	28	2	7.1	39	5	12.8	40	5	12.5	1		1		1			
8 229	稲敷市	30.0	2027年3月	50	38	571	129	22.6	法律、政令、条例、規則、要綱等に基づき設置されている審議会等			41	30	488	113	23.2	5	1	33	2	6.1	34	6	17.6	35	6	17.1	1		1		1			
8 230	かすみがうら市	33.3	2023年3月	24	24	301	100	33.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会			24	24	301	94	31.2	5	4	32	6	18.8	28	6	21.4	29	6	20.7	1		1		1			
8 231	桜川市	30.0	2029年3月	17	11	216	47	21.8	法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置されている審議会等			15	11	216	47	21.8	6	3	34	4	11.8	29	1	3.4	30	1	3.3	1		1		1			
8 232	神栖市	40.0	2023年3月	37	31	445	154	34.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、地方自治法(第180条の5)に基づく審議会等、市の要項や規則に基づく審議会等			21	19	268	104	38.8	5	3	36	5	13.9						1		1		1				
8 233	行方市											11	10	159	37	23.3	5	2	32	4	12.5	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1			
8 234	鉾田市	40.0	2023年3月	28	21	366	80	21.9	原則として法律により設置されている審議会等			21	17	286	56	19.6	5	2	37	4	10.8	27	1	3.7	28	1	3.6	1		1		1			
8 235	つくばみらい市	30.0	2023年3月	29	25	330	93	28.2	法律または政令、条例により設置されている審議会等			29	25	330	93	28.2	5	2	23	3	13.0	33	5	15.2	34	5	14.7	1		1		1			
8 236	小美玉市	35.0	2025年3月	79	57	983	259	26.3	法律による設置する機関(地方自治法第202条の3、第180条の5、及び規則・要綱等)で設置する委員会等			49	45	765	199	26.0	6	2	42	4	9.5	32	2	6.3	33	2	6.1	1		1		1			
8 302	茨城町	40.0	2026年3月	31	24	337	72	21.4	法律もしくはこれに基づく政令又は条例により設置されている審議会等			31	24	337	72	21.4	5	2	28	2	7.1	18	2	11.1	19	2	10.5	1		1		1			
8 309	大洗町											21	19	303	58	19.1	5	1	21	2	9.5	32	1	3.1	33	1	3.0	1		1		1			
8 310	城里町											32	24	379	80	21.1	5	3	26	3	11.5						1		1		1				
8 341	東海村	40.0	2026年3月	77	41	513	207	40.4	法律、政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、懇談会、会議等			13	10	166	48	28.9	5	3	27	5	18.5				8	0	0.0	1		1		1			
8 364	大子町	30.0	2026年3月	24	18	267	56	21.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会・委員会			24	18	267	56	21.0	6	4	29	7	24.1	24	2	8.3	25	2	8.0	1		1		1			
8 442	美浦村	30.0	2024年3月	20	17	212	54	25.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等			20	17	212	54	25.5	5	1	22	1	4.5	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1			
8 443	阿見町	40.0	2027年3月	46	44	583	190	32.6	法律や政令に基づき設置されている審議会等、条例、規則、要綱等に基づき設置されている協議会、会議等			24	24	322	95	29.5	5	3	22	4	18.2	33	4	12.1											

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			調査時点コード				
			目標値 (%)	目標達成期限	審議会等数	うち 女性 を含む 数	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	審議会等数	うち 女性 を含む 数	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	委員会等数	うち 女性 を含む 数	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他
8 521	八千代町	30.0	2025年3月	25	16	367	54	14.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等及び地方自治法(第180条の5)に基づく委員会	19	13	335	49	14.6	6	3	32	5	15.6	30	1	3.3	31	1	3.2	1		1		1	
8 542	五霞町	40.0	2027年3月	21	19	234	61	26.1	法律、政令及び条例により設置されている審議会、委員会等	20	18	224	59	26.3	5	3	25	3	12.0	27	4	14.8	28	4	14.3	1		1		1	
8 546	境町	30.0	2026年3月	15	11	175	31	17.7	地方自治法202条の3に基づく審議会等(広域の審議会を除く)	15	11	175	31	17.7	5	3	24	3	12.5						1		1		1		
8 564	利根町	30.0	2024年3月	48	40	559	154	27.5	要項等により設置されている懇談会・会議等	18	15	207	46	22.2	5	3	22	5	22.7	34	1	2.9	35	1	2.9	1		1		1	



都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲					地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)			
	水戸市							6	6	103	39	37.9	15	4	45	4	8.9										
	日立市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	土浦市							0	0	0	0		1	1	3	1	33.3										
	古河市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	石岡市							0	0	0	0		1	1	3	1	33.3										
	結城市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	龍ヶ崎市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	下妻市							1	1	20	6	30.0	0	0	0	0											
	常総市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	常陸太田市							0	0	0	0		1	0	3	0	0.0										
	高萩市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	北茨城市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	笠間市							0	0	0	0		1	1	3	1	33.3										
	取手市							0	0	0	0		1	0	3	0	0.0										
	牛久市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	つくば市							0	0	0	0		1	0	3	0	0.0										
	ひたちなか市							0	0	0	0		1	0	3	0	0.0										
	鹿嶋市							0	0	0	0		1	0	3	0	0.0										
	潮来市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	守谷市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	常陸大宮市							0	0	0	0		1	0	3	0	0.0										
	那珂市							0	0	0	0		1	0	3	0	0.0										
	筑西市							0	0	0	0		1	1	3	1	33.3										
	坂東市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	稲敷市							0	0	0	0		1	0	3	0	0.0										
	かすみがうら市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	桜川市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	神栖市							0	0	0	0		1	0	3	0	0.0										
	行方市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	鉾田市							2	2	43	20	46.5	0	0	0	0											
	つくばみらい市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	小美玉市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	茨城町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	大洗町							0	0	0	0		1	0	3	0	0.0										
	城里町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	東海村							0	0	0	0		0	0	0	0											
	大子町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	美浦村							0	0	0	0		0	0	0	0											
	阿見町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	河内町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	八千代町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	五霞町							1	1	10	2	20.0	0	0	0	0											
	境町							2	2	30	11	36.7	1	0	3	0	0.0										
	利根町							0	0	0	0		0	0	0	0											



調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7								
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
			19	1の合計	43	0	41		1					40	40	40	40	39	34
			9	2の合計	1	32			41					2	2	2	2	3	4
			7	3の合計	0	10			1					0	0	0	0	0	0
			9	4の合計	0	1								2	2	2	2	2	5
8	201	水戸市	2	日立市職員旧姓使用取扱要綱	水戸市議会	2			日立市議会会議規則第2条第2項及び第83条第2項					2	2	2	2	2	2
8	202	日立市	1	第1条 この要綱は、職員(再任用職員、非常勤嘱託員及び臨時職員を含む、以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	日立市議会	1	3	1	議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ※第83条第2項は、「議長」を「委員」に、「議長」を「委員長」に替える。					1	1	1	1	1	1
8	203	土浦市	1	土浦市職員旧姓使用取扱要項 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)に戸籍抄本等の戸籍上の氏の変更を明らかにする書類の写しを添えて、任命権者に申請しなければならない。	土浦市議会	1	2	1	土浦市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	1	1
8	204	古河市	1	古河市職員旧姓使用取扱規定 第2条 旧姓を使用できる文書等は、別表の通りとする。ただし、次に定める文書については、旧姓を使用することができない。 (1)公権力の行使に関わるもの (2)税務署、共済組合、年金事務所、銀行その他外部の機関に支障を及ぼすおそれのあるもの (3)法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの (4)人事給与関係文書で電子計算システムの変更が必要となるもの (5)その他職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生ずるおそれのあるもの	古河市議会	1	2	1	古河市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	1	2
8	205	石岡市	1	石岡市職員の旧姓使用に関する規程 第1条 この訓令は、一般職の職員(非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	茨城県石岡市議会	1	2	1	石岡市議会会議規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	1	1
8	207	結城市	1	平成14年3月27日付け結城発第77号「職場での職員の旧姓使用について(通知)」このことについて、平成14年4月1日から職員が婚姻等により戸籍上の姓を改めた後も、引き続き職場において旧姓を使用することができることとしたので通知する。	結城市議会	1	2	1	(欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	1	1
8	208	龍ヶ崎市	2		龍ヶ崎市議会	1	2	1	龍ヶ崎市議会会議規則 第1章会議 第1節総則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	1	4
8	210	下妻市	2		下妻市議会	1	3	1	下妻市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7								
				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
		8 211 常総市	1	常総市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、旧姓(以前に使用していた氏をいう。以下同じ。)を職場において使用すること(以下「旧姓使用」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令の規定は、一般職に属する職員(再任用職員を含み、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。以下同じ。)に適用する。 (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、常総市職員服務規程(昭和38年水海道市訓令甲第3号)第9条第1項に規定する異動の届出に併せて任命権者に届け出なければならない。 (旧姓を使用することができる文書等) 第6条 旧姓を使用することができる文書等の基準にあっては別表第1のとおりとし、旧姓を使用することができない文書等の基準にあっては別表第2のとおりとする。  別表第1(第6条、第7条関係) 旧姓を使用することができる文書等 基準 法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められるもの(例:事務引継書、回覧用紙、起案文書、決議に係る押印、事務日誌、休暇等届、出張命令簿、復命書、育児休業承認申請書、時間外勤務命令簿、職務専念義務免除届、賞与企業等従事許可届、時差出勤許可届出、証明書交付申請書、名刺、職員配置図、事務分担表、研修関係文書(内部資料用))  別表第2(第6条関係) 旧姓を使用することができない文書等 基準 公務員の身分関係に係るもの(例:人事記録、法令等に基づく身分証明書、辞令書、履歴書、宣誓書、退職願、異動等の内示書、専従許可、分限・懲戒関係文書) 職員の権利又は義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの(例:給与明細書、源泉徴収票、借手当届、出勤簿、旅費、共済組合関係文書、総合事務組合関係文書、研修関係文書、公務災害関係文書、健康診断関係文書、労働保険関係文書、職員共済会関係文書、市会計規則等に定める会計帳票及び証拠書類) 公権力の行使に係るもの(例:許認可、立入検査、徴税等の法令等に基づく行政処分に係る文書その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書)	常総市議会	1	2	1	常総市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		常総市議会議員の議員報酬等に関する条例の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第4条 議員が長期欠席をしたときの議員報酬は、市議会の会議等を欠席した日又は長期欠席届出書の届出のあった日のいずれか早い日から、市議会の会議等に出席した日又は復帰届出書の届出のあった日のいずれか早い日の前日までの期間に応じて、その額に充当した議員報酬に次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 支給割合 長期欠席の期間 90日を超え180日以下であるとき 100分の80 180日を超え365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50 2 前項の規定は、長期欠席の期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から市議会の会議等に出席した日又は復帰届出書の届出のあった日のいずれか早い日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。	1	1	1	1	1	1
		8 212 常陸太田市	3	常陸太田市議会	1	2	1	常陸太田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1		
		8 214 高萩市	3	高萩市議会	1	2	1	高萩市議会会議規則第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1		
		8 215 北茨城市	4	北茨城市議会	1	2	1	北茨城市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1		
		8 216 笠間市	2	笠間市議会	1	2	1	笠間市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1		
		8 217 取手市	3	取手市議会	1	2	1	取手市議会規則 第2条2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条2 委員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	3	減額の規定は別にあるが、産前産後の期間は適用除外と明記している。	1	1	1	1	1	1		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7												
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
8	219	牛久市	4		茨城県牛久市議会	1	2	1	牛久市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため、出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2													
8	220	つくば市	1	つくば市職員旧姓使用取扱要項 つくば市職員旧姓使用取扱要項(趣旨) 第1条この要項は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職の職員(臨時任用職員(法第22条第5項若しくは第26条の6第7項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により臨時に任用する職員をいう。)を除く。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手續等に関する必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用の範囲) 第2条旧姓を使用することができる文書等の種類及び例は、別表第1に掲げるとおりとする。 2. 旧姓を使用することができない文書等の種類及び例は、別表第2に掲げるとおりとする。 (旧姓の使用の申請) 第3条職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)に戸籍抄本等の戸籍上の氏の変更を明らかにする書類の写しを添えて、所属長を経由して任命権者に申請しなければならない。 2. 前項の規定による申請は、婚姻等による戸籍上の氏の変更があった日(新たに職員となった者が旧姓を使用しようとする場合にあっては、職員となった日)から起算して1月以内に行わなければならない。 (旧姓の使用の承認等) 第4条任命権者は、前条第1項の規定による申請があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2. 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、旧姓の使用を承認しなかったときは旧姓使用不承認通知書(様式第3号)により所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (旧姓の使用の取消し) 第5条任命権者は、旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 2. 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用の承認を取り消したときは、旧姓使用承認取消通知書(様式第4号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (旧姓の使用の中止) 第6条旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第5号)を所属長を経由して任命権者に届け出なければならない。 2. 前項の規定により旧姓の使用の中止を届け出た職員は、新たに婚姻等により戸籍上の氏を改めた場合を除き、再び旧姓を使用することはできない。 (旧姓の使用の管理) 第7条任命権者は、旧姓使用者台帳(様式第6号)を整備し、旧姓の使用の適正な管理に努めなければならない。 (旧姓を使用する職員等の責務) 第8条旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、常に市民、職務上の関係者及び他の職員に誤解や混乱を生じさせないよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、当該職員の異動(任命権者を異にする異動を除く。)又は当該職員が所属長により所属長に変更が生じたときは、新たな所属長に旧姓の使用の承認を受けたことを証する書類を提示しなければならない。 3. 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適正な運用が図られるように努めなければならない。 (他の任命権者の承認を受けた者の取扱い) 第9条他の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員については、当該承認を受けたことを証する書類の写しを所属長を経由して任命権者に提出することにより、任命権者が旧姓の使用を承認したものとみなし、第3条及び第4条の規定による手續を省略することができるものとする。 (他団体への職員派遣) 第10条国及び他の地方公共団体等へ派遣された職員の旧姓の使用については、派遣先の団体の取扱いによるものとする。 附則 (施行期日) 1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要項の施行の前日に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、第3条第2項の規定にかかわらず、この要項の施行の日から平成30年5月31日までの間に同条第1項の規定による申請をすることができる。	つくば市議会	1	3	1	①つくば市議会会議規則 ②つくば市議会委員会条例 ①第2条第2項： 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ②第12条第2項： 委員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2													
8	221	ひたちなか市	3		ひたちなか市議会	1	2	1	ひたちなか市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため、出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2													

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				議 会 名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7												
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他											
8	222	鹿嶋市	1	鹿嶋市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認の申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を任命権者に提出しなければならない。	鹿嶋市議会	1	3	1	鹿嶋市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1		
8	223	潮来市	1	潮来市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、職員の互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	潮来市議会	1	2	1	潮来市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
8	224	守谷市	1	守谷市職員旧姓使用取扱要綱 第1条第1項 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	守谷市議会	1	2	1	守谷市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間をあきらかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
8	225	常陸大宮市	1	常陸大宮市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱の規定は、一般職に属する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項並びに第28条の6第1項及び第2項の規定により採用される職員、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される職員をきむ。)に適用する。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用できる文書等の基準は、次に掲げるものとする。 (1) 職員名簿、名札等単に氏名が記載されたもの (2) 法令等に抵触するおそれなく、専ら組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上、支障がないと認められるもの (3) 法令等に基づかない通知文等で、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのないもの 2 公権力の行使に係るもので氏名を明らかにする必要のあるもの、職員の身分関係を規定するもの、職員の権利又は義務に係るもので特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの、その他職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのあるもの等については、旧姓を使用することはできない。 (旧姓使用の届出) 第4条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用届(様式第1号)を市長に提出しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。 (旧姓使用者の責務) 第6条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、市民及び職員に誤解又は混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に当たり、その適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。 (補則) 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 附 則 この訓令は、公布の日から施行する。 附 則(令和3年訓令第51号) この訓令は、令和3年10月1日から施行する。	常陸大宮市議会	1	2	1	常陸大宮市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
8	226	那珂市	4		那珂市議会	1	2	1	那珂市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。									
					議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7									
						1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。 1. あり 2. なし 3. その他	問6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
8	227	筑西市	3		筑西市議会	1	2	1	筑西市議会会議規則第2条第2項 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
8	228	坂東市	4		坂東市議会	1	2	1	坂東市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2						1	1	1	1	1	1
8	229	稲敷市	2		稲敷市議会	1	2	1	稲敷市議会会議規則 (第2条第2項)議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ、議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
8	230	かずみがうら市	2		かずみがうら市議会	1	3	1	かずみがうら市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
8	231	桜川市	3		桜川市議会	1	3	1	桜川市議会会議規則 第2条2 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
8	232	神栖市	4		神栖市議会	1	3	1	神栖市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 略 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						4	4	4	4	4	4
8	233	行方市	2		行方市議会	1	2	1	行方市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
8	234	鉢田市	4		鉢田市議会	1	2	1	鉢田市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
8	235	つくばみらい市	1	つくばみらい市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	つくばみらい市議会	1	2	1	つくばみらい市議会会議規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (平27議会規則1-令3議会規則2-一部改正)	2						1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、産前産後期間を明記した規定はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
										1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
8	236	小美玉市	1	小美玉市職員旧姓使用取扱要綱 第二条 職員は、法令等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上又は事務処理上著しい支障を生じないもの限り旧姓を使用することができる。ただし、次に定める文書等については、旧姓を使用することができない。 (1) 公権力の行使に係るもの (2) 職員の権利・義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの (3) 税務署、共済組合、退職手当組合、年金事務所、銀行その他外部の機関に支障を及ぼすおそれのあるもの (4) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの (5) 職員の身分関係に係るもの (6) その他職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生ずるおそれのあるもの	小美玉市議会	1	3	1	小美玉市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産するため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
8	302	茨城町	1	茨城町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	茨城町議会	1	2	1	茨城町議会会議規則 第2条第2項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	2	1
8	309	大洗町	1	大洗町職員旧姓使用取扱要綱 1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	大洗町議会	1	2	1	大洗町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	2
8	310	城里町	2	東海村職員旧姓使用に係る取扱規則 (趣旨)第1条 この規則は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた後も、戸籍上の氏を改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を引き続き文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	城里町議会	1	2	1	城里町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため議会に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出できる。	2							1	1	1	1	1	4
8	341	東海村	1	東海村職員旧姓使用に係る取扱規則 (趣旨)第1条 この規則は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた後も、戸籍上の氏を改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を引き続き文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	東海村議会	1	2	1	東海村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、忌引、災害その他のやむを得ない理由により会議を欠席し、遅参し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
8	364	大子町	2	美浦村職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条 この要綱の規定は、一般職に属する職員(再任用職員を含む。)に適用する。ただし、地方公務員(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。	大子町議会	1	2	1	大子町議会会議規則 第2条第2項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
8	442	美浦村	1	美浦村職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条 この要綱の規定は、一般職に属する職員(再任用職員を含む。)に適用する。ただし、地方公務員(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。	美浦村議会	1	2	1	美浦村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため議会に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
8	443	阿見町	3	阿見町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	阿見町議会	1	2	1	阿見町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため議会に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7												
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選じた場合、産前に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
8	447	河内町	1	河内町職員旧姓使用取扱要綱 (目的) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、改める前の氏を職場において使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (適用職員) 第2条 この要綱の規定は、一般職に属する職員(再任用職員及び地方公務員法第22条の3の規定により臨時に任用される職員を含む。)に適用する。ただし、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。	河内町議会	1	3	2		2							4	4	4	4	4	4	
8	521	八千代町	4		八千代町議会	1	3	1	八千代町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員の出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
8	542	五霞町	1	五霞町職員旧姓使用規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等(職務上作成する文書及び電磁的記録をいう。以下同じ。)に使用する場合の手續に関し必要な事項を定めるものとする。 (承認の申請) 第2条 旧姓を使用しようとする職員(以下「旧姓使用者」という。)は、旧姓使用に当たり町長の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けるときは、五霞町旧姓使用承認申請書(様式第1号)を各課の長(五霞町行政組織規則(平成26年五霞町規則第6号)第5条第1項に規定する課長をいう。以下同じ。)を経て町長に提出しなければならない。 (承認) 第3条 町長は、前条に規定する申請があつた場合は、旧姓が専ら組織内部で使用され、職務遂行上支障がないと認めるときは、旧姓使用について承認するものとする。 (通知) 第4条 町長は、前条の規定により旧姓使用を承認した場合は、五霞町旧姓使用承認通知書(様式第2号)を各課の長を経て旧姓使用者に通知するものとする。	五霞町議会	1	2	1	五霞町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
8	546	境町	4		境町議会	1	4	2		2							2	2	2	2	2	2	
8	564	利根町	4		利根町議会	1	2	1	利根町議会会議規則 (欠席の届け出)第2条 2 前項の規定にかかわらず議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	4	

調査時点	調査関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当職員又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧称の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。						
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 長乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	止 1 理 規 定 等 を 定 意 す る に 関 する 取 組 は あ る に あ ら ず あ る に あ ら ず	窓 2 口 を あ ら わ せ る に 関 する 取 組 は あ る に あ ら ず あ る に あ ら ず	止 3 に 関 する 取 組 は あ る に あ ら ず あ る に あ ら ず	4 そ の 他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後、取り組む予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
		0	0	9	6	0	0	0		0	0	3		5					
		1	7	5	0	0	0	0		2	4	4		38					
		0	0	30	0	0	3	0		1	40	0		1					
		43	37		0	0	0	0				37							
8 201	水戸市	4	4	3							3	1		2	水戸市議会の先例・申し合わせ事項 【総則】第13節 議員及び執行機関の説明員の呼称 -議員の通称名の使用については、本人からの申し出があり、代表者会議において、協議の結果、これを認めた例がある。				
8 202	日立市	4	4	3							3	4		2	土浦市地域防災計画				
8 203	土浦市	4	4	3							3	4		1	(1)総合相談窓口の設置 災害発生時に、被災者からのニーズ把握、生活再建支援、住宅確保、福祉、税・防災証明書の発行などの支援策の継続や相談業務を実施するため、総合相談窓口を設置する。 (中略) 1)総合相談窓口の設置場所等 設置場所 本庁舎2階 男女共同参画センター研修室1・2 開設・調整業務 市民生活部				
8 204	宇都市	4	4	3							3	4		2					
8 205	石岡市	4	2	1	1						3	4		2	石岡市法令遵守の推進に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、公益通報者保護制度及び委員等の防犯制度について必要な事項を定めることにより、法令遵守を推進する体制を構築すること、議員等の公正な職務執行の確保を図るとともに、行政運営における責任を明らかにし、もって市民から信頼される市政を確立することを目的とする。				
8 207	結城市	4	4	3							3	4		2					
8 208	龍ヶ崎	4	4	3							3	4		2					
8 210	下妻市	4	4	3							3	4		2					
8 211	常総市	4	4	3							3	2		1	①常総市地域防災計画 ②常総市国土強靱化地域計画 ①第3編 震災対応策編 第1章 初期対応 第2節 災害対策本部 分厚事務 女性相談窓口の設置に関すること 2.5.1推進方針 (1)行政機能(男女共同参画の視点にたった防災体制の確立) 被災者ごとのニーズの違いや多様な視点を考慮した災害対策を進めるため、防災に関する方針決定や防災の現場への女性の参画を促進し、男女共同参画の視点にたった防災体制の確立を図ります。				
8 212	常陸太田市	4	4	3							3	4		2					
8 214	高萩市	4	4	3							3	4		2					
8 215	北茨城市	4	4	3							3	1		1	本例集(北茨城市議会の先例・申し合わせ事項) 156 議員活動における議員の通称名使用については、議員に申し出を行い、許可を得るものとする。 選定後、正副議長の選挙が行われていない場合は、市長議員に申し出を行い、許可を得るものとする。 併列の場合も許可の直近の全員協議会で報告するものとする。				
8 216	吾妻市	4	4	3							3	4		2					

都 道 府 市 町 村	区	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当職員又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
			問8 議員の利用すること できる保育施設等が議 会に設置または提供さ れているか。	問9 議員の利用すること のできる授乳室等が議 会に設置または提供さ れているか。	問10 議会におけるハラスメ ント防止に関する取組 を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選じた場合 該当部分の本文(本文)を記入してくだ さい。	問13 内閣府が公表した教材助 産「政治分野におけるハ ラスメント防止研修教材」の 利用	問14 男女共同参画に関する研 修(ハラスメント防止に關 するもの以外)を行って いますか。	問15 議会において、通称又は旧 姓の使用を認めています か。	問16 問15で、1.を選じた場合 該当部分の本文(本文)を記入してくだ さい。	問17 政治分野の男女共同参画 のために実施していること があれば記入ください。			
		村	1. 人員及び場所の設置 または提供がされてい る。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がされ ている。(臨時のものも 含む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置されている。(常設 がされている。(臨時のものも含む)) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供 がなされている。 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後、取り組む予定であ る。 3. 行っておらず、今後、 取り組む予定もない。 4. なし。	埋 止 1. 問 10 で 1. を 選 じ た 場 合、 取 組 ま れ て い る 取 組 の 内 容 を 記 入 す べ し。 2. 取 組 ま れ て い ない が、 今 後、 取 組 む 予 定 であ る 取 組 の 内 容 を 記 入 す べ し。 3. 取 組 ま れ て い ない が、 今 後、 取 組 む 予 定 が あ る 取 組 の 内 容 を 記 入 す べ し。 4. 取 組 ま れ て い ない が、 今 後、 取 組 む 予 定 が あ る 取 組 の 内 容 を 記 入 す べ し。	1. 利用している。 2. 利用していないが、今 後利用予定である。 3. 利用していない。 4. その他	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 り組む予定もない。 4. その他	1. 明記した規定があり、認 めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事例も判断し たことない。	1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選じた場合 該当部分の規定を記入ください。				
8	217	取手市	2	2	1				2	3	2		女性議員による議会改革特別 委員会を設置して検討を行い、 女性が議員として参画しやす くなるよう議会改革を推進。(議 会の次第から「出席、出席立 会、育児、介護、看護等」を明文 規定、乳幼児を連れての傍聴自 由化、議会中に、育児や疾病が できるスペースを割り当てたり、 小児が利用しやすいトイレの改 修の実施、誰もが政治参加し やすいよう法整備を求める意 見書等の閣への提出等) *会議規則及び委員会条例を改 正し、オンライン委員会を多数 開催、さらにオンライン出席条件 に、委員自身の疾病や妊娠、出 産、家族等の介護・看護等、欠 席の事由に該当する場合にお いて、オンラインでの出席が可 能な場合は、委員長の許可によ り認める改正を行った。 *在室等でも本会議に参加する ための仕組みづくりを、官・民・ 学で連携し取り組んでいる。(デ モグラフィ調査)	2	
8	219	牛久市	4	4	1	1					3	1		牛久市議会議員の通称等使用の取扱いに關 する条例 (通称等使用申請) 第2条 議員は、通称名又は婚姻等の前の戸籍 の氏を使用するときは、通称等使用申請書を議 長に提出し、承認を得なければならない。	2
8	220	つくば市	4	2	1				2	2	2		つくば市議会オンライン委員会 運営要綱を定めることとして、オン ライン委員会が行われるようになり、 仕事と育児の両立支援につな がっている。	1	つくば市地域防災計画(本編) 第3編災害応急対策 第3章いのちをつなぐた めに 第1節避難所運営 第2実施業務 3. 避難所運営(一部抜粋) 避難所運営職員は、避難所1箇所につき、職員 配置は最低3人以上とし、勤務時間は24時間3 交代制とする避難所運営計画を作成し、避難者 からなる避難所運営委員会を立ち上げ、避難者 の自主運営体制を確立する。災害関連者の手 防や男女共同参画の視座、やがへの対応等に 配慮し、運営や生活のルールを定めて円滑な運 営に努め、避難者の自立支援に取り組む。
8	221	ひたちなか 市	4	4	3						3	4		2	
8	222	原田市	4	2	3						3	4		2	
8	223	鹿角市	4	2	3						3	4		2	
8	224	守谷市	4	4	3						3	4		2	
8	225	茨城大東市	4	4	3						3	4		2	
8	226	鹿沼市	4	4	1						3	4		2	
8	227	筑西市	4	4	3						3	4		2	
8	228	栃栗市	4	2	2						2	4		2	
8	229	碓氷市	4	2	2						2	4		2	
8	230	かすみがら 市	4	2	3						3	4		2	
8	231	桜川市	4	4	1	1					3	4		2	
8	232	神栖市	4	4	1	1					3	4		2	
8	233	行方市	4	4	1	1					3	4		2	
8	234	藤田市	4	4	3						3	4		2	
8	235	つくばみらい 市	4	2	2						2	4		2	
8	236	小美玉市	4	4	2						3	4		2	
8	302	宮城野 町	4	4	3						3	4		2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当職員又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。			
			問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の本文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧称の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の本文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。					
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	中止1 規定するハラスメント防止に関する取組	窓開2 口するハラスメント防止に関する取組	研修3 をアラスメント防止に関する取組	4 その他	その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1.を選択した場合該当部分の本文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当職員又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
8	309	大洗町	4	4	1	1							3	4		1	大洗町地域防災計画
8	310	藤里町	4	4	3								3	4		2	
8	341	東郷村	4	4	3								3	4		2	
8	364	水子町	4	4	3								3	4		2	
8	442	養志村	4	4	3								3	4		2	
8	443	田見町	4	4	2								3	4		2	
8	447	岡内町	4	4	3								3	4		2	
8	521	八千代町	4	4	3								3	4		2	
8	542	五所町	4	4	3								3	4		2	
8	545	楳町	4	4	3								3	4		2	
8	564	利根町	4	4	3								3	4		2	